

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都府知事		平成26年9月30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京丹後市 市長 中山泰	

主たる業種	市町村機関					細分類番号 9 8 2 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度の排出量を基準に、平成28年度の温室効果ガスの排出量を2.6%以上削減する。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とする京丹後市地球温暖化対策推進本部会議により、新たな削減計画の進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(23~25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,980.8トン	27,830.7トン	27,087.5トン	26,823.8トン	-2.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	30,576.3トン	27,250.2トン	26,339.0トン	26,075.3トン	-13.2 パーセント	
	目標の根拠	人口推移によるごみ焼却量や下水道普及による影響などを考慮した将来推計に対し、空調機やOA機器等の適正管理や運用改善の取組に加え、地域バイオマス利用や再生エネルギー導入等政策展開による効果を見込んだ。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	事業所(庁舎)	事業活動に伴う排出の量 (のべ床面積)	4.56	4.50	4.44	4.37	-3.62 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	空調機やOA機器等の適正管理や運用改善、最大需要電力の管理、LED照明の導入					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	27.0 パーセント	42.0 パーセント	64.0 パーセント	64.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(26) 年度	空調機やOA機器等の適正管理や運用改善、木質バイオマスボイラーの導入、紙ごみ・生ごみの資源化等、照明LED化検討					
	(27) 年度	空調機やOA機器等の適正管理や運用改善、ごみの減量・資源化促進、照明LED化等					
	(28) 年度	空調機やOA機器等の適正管理や運用改善、ごみの減量・資源化促進、照明LED化等					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤定期代の全額支給					
	上記の措置を採用する理由	公共交通利用による排出量の削減					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	387.0 トン	499.0 トン	499.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	580.5 トン	748.5 トン	748.5 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・本計画及び京丹後市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理により、現実的な排出量の削減に努めると共に、率先垂範活動による市域全体での取組の促進に資する。						
特記事項	「原単位」の算定あたり、温室効果ガスの排出量算定に係る本市の対象施設には、消防、病院、ゴミ処理施設、上下水道施設のみならず、指定管理制度による温泉施設、公園等多様かつ多数の施設を対象とするため、1施設あたりの職員数が多く、取組の指示が及びやすい6庁舎及び総合福祉センターの7施設の数値を指標とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。